

蓮田市パートナーシップの宣誓に関する要綱

令和5年2月7日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向の対象が異性のみではない者及び性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方又は一方が性的少数者であり、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者が、市長に対し双方がパートナーシップであることを誓うことをいう。

(宣誓できる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から1月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓の日から1月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現に他のパートナーシップにある者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと（養子縁組による近親者であって、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類を双方が記入し、市長に提出するものとする。

(1) 様式第1号の蓮田市パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）

(2) 様式第2号の蓮田市パートナーシップの宣誓に関する確認書（以下「確認書」という。）

2 宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書及び確認書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者の立会いの下で、これを代筆させることができる。

3 宣誓書及び確認書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 戸籍抄本（3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他市長が適当と認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓において、戸籍上の氏名と併せて通称（氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する者は、宣誓書及び確認書を提出する際に、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類の写しを添

付するものとする。

(証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓があったときは、当該宣誓の内容を審査の上、適当と認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、様式第3号の蓮田市パートナーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）及び様式第4号の蓮田市パートナーシップ宣誓証明カード（以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者の住所が第3条第2号イ又はウに該当するときは、証明書及び証明カードに代わり、様式第5号の蓮田市パートナーシップ宣誓受付票（以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により受付票を交付された者が宣誓の日から1月以内に市内に転入した上で、当該転入の事実が確認できる書類を提出し、かつ、受付票を市長に返還したときは、当該宣誓者に対し、証明書及び証明カードを交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 宣誓者は、紛失、毀損その他の理由により証明書、証明カード又は受付票（以下「証明書等」という。）の再交付を受けようとするときは、様式第6号の蓮田市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、証明書等の再交付を受けることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったとき（第6条第3項に規定する市内転入及び次条第1項各号のいずれかに該当するときを除く。）は、様式第7号の蓮田市パートナーシップ宣誓事項変更届に当該変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、代筆者の事項については要しない。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により届出があった場合において、証明書等に記載した事項に変更があったときは、当該宣誓者に対し、変更後の証明書等を交付するものと

する。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第8号の蓮田市パートナーシップ宣誓証明書等返還届に、証明書等を添えて、市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号及び第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、虚偽その他不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓者に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(自治体間での連携)

第10条 市長は、宣誓者がパートナーシップの宣誓に関する制度の連携に関する協定を締結している自治体（以下「協定自治体」という。）へ転出する場合において、様式第9号のパートナーシップ宣誓等継続届を市長に提出したときは、転出後も引き続きパートナーシップの宣誓をした者とみなすことができるよう協定市町村との連携を図るものとする。

2 協定自治体から本市に転入する場合において、協定自治体においてパートナーシップの宣誓に関する制度の継続の手続を行った者は、本市においてパートナーシップの宣誓をした者とみなすことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月23日市長決裁)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。